

外形標準課税の申告について

日ごろから、県税務行政に格別の御協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、資本金が1億円を超える法人等を対象とする法人事業税の外形標準課税の申告に当たり、申告書の各様式の提出区分及び添付書類は下記のとおりですので、御留意いただきますようお願いいたします。

■申告書別表の提出区分

様式番号	様式名	本県本店法人	他県本店法人
第6号様式又は第6号様式（その2）	別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	◎
	別表5の2の2	付加価値額に関する計算書	○
	別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書	○
	別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	○
	別表5の3	報酬給与額に関する明細書	◎
	別表5の3の2	労働者派遣等に関する明細書	○
	別表5の4	純支払利子に関する明細書	◎
	別表5の5	純支払賃借料に関する明細書	◎
	別表5の6の2	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書	○
	別表5の6の3	給与等が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書	○
	別表5の7	平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書	○

◎必須 ○該当する法人の場合のみ ×提出の必要なし

■添付書類

法人の区分	提出される別表	添付書類	本県本店法人	他県本店法人
全ての外形対象法人		賃借対照表 ※法人税の申告においてe-Taxで提供 損益計算書 した場合は提出は不要です。 ※静岡県に本店がある法人の方は、販売費及び一般管理費の明細、製造原価報告書の添付をお願いします。 （円単位のものをお願いします。）	◎	◎
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	別表5の2の2	外国の事業に帰属する付加価値額の計算又は非課税事業に係る報酬給与等の計算に関する明細書	○	○
無償増資等により剰余金等を資本金とした法人若しくは無償減資等により資本の欠損のてん補を行った又は損失のてん補に充てた法人	別表5の2の3	〈法第72条の21第1項第1号の適用を受ける法人〉 剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類 〈法第72条の21第1項第2号の適用を受ける法人〉 資本の欠損のてん補を行った事実及び資本の欠損のてん補に充てた金額を証する書類 〈法第72条の21第1項第3号の適用を受ける法人〉 剰余金を損失のてん補に充てた事実及び剰余金を損失のてん補に充てた金額を証する書類	○	○
一定の持株会社 （総資産価格に占める特定子会社の株式等の帳簿価格の割合が50%以上の法人）	別表5の2の4	出資関係図（特定子会社となる法人に対する持株割合を記載したもの）	○	○

◎必須 ○該当する法人の場合のみ

裏面も御覧ください。

静岡県に本店がある法人の方へ

◎法人税別表等の添付のお願い

外形標準課税の確定申告書を提出される際には、申告書に併せて当該事業年度について税務署に提出された法人税申告書一式（各別表、事業概況調書及び勘定科目内訳明細書）の写し、期末現在の組織図、外形の課税標準積算資料の各1部を添付していただきますようお願いします。

なお、法人税申告書一式では書類が膨大となり提出が困難である場合には、下記の法人税申告関係書類の写しを1部添付していただきますようお願いします。

■提出をお願いする法人税申告関係書類

法人税別表		勘定科目内訳明細書	
番号	内容	番号	内容
別表1(1)	各事業年度の確定申告書	④	貸付金及び受取利息の内訳書
別表4	所得の金額の計算に関する明細書	⑨	買掛金（未払金・未払費用）の内訳書
別表5(1)	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	⑪	借入金及び支払利子の内訳書
別表6(1)	所得税額の控除に関する明細書	⑭	役員給与等の内訳書
別表8(1)	受取配当等の益金不算入に関する明細書	⑮	地代家賃等の内訳書
法人事業概況説明書		⑯	雑益、雑損失等の内訳書

* 申告いただいた内容の確認等のため、上記書類が必要となりますので写しを添付していただきますよう、御協力のほどよろしく申し上げます。

◎御質問は税務課・財務事務所へどうぞ

外形標準課税制度に関する御質問等につきましては、県税務課または最寄りの財務事務所あてに御連絡ください。

事務所名	所在地	電話番号	FAX番号
下田財務事務所	〒415-0016 下田市中531-1	0558-24-2014	0558-24-2025
沼津財務事務所	〒410-8520 沼津市高島本町1-3	055-920-2029	055-920-2048
静岡財務事務所	〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9160	054-286-9119
浜松財務事務所	〒430-0929 浜松市中央区中央1丁目12-1	053-458-7141	053-458-7163
県庁 税務課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054-221-2041	054-221-3361

外形標準課税に関する詳細については次のホームページを御覧ください。

◎総務省ホームページ

<https://www.soumu.go.jp/>

◎静岡県ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/index.html>

外形標準課税に係る申告書・納付書の記載に関するお願い

確定（修正）申告書を作成する場合

納付すべき事業税額の内訳の各欄の記載は、所得割・付加価値割・資本割・収入割の割ごとの金額をそれぞれ記載してください。

納付書を作成する場合

割ごとの金額をそれぞれ記載します。ただし、割の中にマイナスの金額がある場合は、マイナスの金額を記載しないで、各割を相殺した後の金額を記載してください。
具体的な記載方法は下記の事例を御参照ください。

〈事 例〉

○確定申告で今回納付すべき各割の増差税額に増減が生じた場合
（各割の増差税額の中にマイナスの金額が生じた場合）

区 分	所得割	付加価値割	資本割	合計税額
中間申告	200	200	100	500
確定申告	100	400	200	700
増差税額	△100	200	100	200

1 申告書の記載方法

申告書④⑥の内訳の各欄（④⑦～⑤⑩欄）には、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載してください。第6号様式（その2）を作成する場合は、申告書⑤④の内訳について、該当する事業に応じて内訳の各欄（⑤⑤～⑥②欄）にそれぞれ記載してください。

【第6号様式（抜粋）】

この申告により納付すべき事業税額										④⑥						2	0	0
④⑥の内訳	所得割	④⑦				△	1	0	0	付加価値割	④⑧					2	0	0
	資本割	④⑨					1	0	0	収 入 割	⑤⑩							

2 納付書の記載方法

各割で増減がある場合の納付書の記載については、マイナスとなる割の金額をプラスとなる付加価値割、資本割、所得割の順に相殺した後の金額を記載してください。
〈事例〉の場合は、プラスの付加価値割（200） からマイナスの所得割（△100）の額を差し引いた差額（100） をプラスである付加価値割額の欄に記載します。

【第12号の2様式（一部抜粋）】

法人事業税	所得割額	05											
	付加価値割額	06								1	0	0	
	資本割額	07								1	0	0	
	収入割額	08											

*特別法人事業税又は地方法人特別税についてもマイナスの金額がある場合は、上記と同様に、マイナスの金額を記載しないで、法人事業税の各割と相殺した後の金額を記載してください。

外形標準課税の申告で誤りが多い事例

このチェックリストは、外形標準課税の確認調査において、特に誤りの多かった項目について、まとめたものです。
申告書を作成する際に、もう一度、下記のような誤りがないか御確認ください。

誤りが多い事例		適正な取扱い	チェック
報酬給与額	通勤手当で、所得税の課税・非課税の区分をしないで全額を報酬給与額に含めていない。	所得税で非課税とされる通勤手当は報酬給与額に含めませんが、非課税限度額を超え、所得税が課税される通勤手当（消費税相当額を除く）は報酬給与額に含めます。所得税の課税・非課税の別は、給与事務担当者に確認してください。	
	引当金を取り崩して支給した退職金、賞与を計上していない。（役員退職慰労金も同様）	退職金や賞与を支給する際に、引当金を取り崩して支給した場合でも、退職金や賞与として損金算入された額の全額を報酬給与額に含めます。	
	労働者派遣法に基づかない派遣の場合は、派遣契約料の75%を報酬給与額に加算あるいは減算する制度の対象とはなりません。原則として出向の場合と同様に取扱います。		
	福利厚生費等に計上されている諸手当を報酬給与額に含めていない。	福利厚生費等に計上されている従業員への支給額（食事代、持株奨励金、通信教育補助、社内預金利子補給、旅行券等）で、所得税において給与所得又は退職所得とされるものは報酬給与額に含めます。	
	支払った厚生年金基金掛金の額を報酬給与額に含めていない。	法人が厚生年金基金の事業主として負担する掛金（厚生年金代行部分の額を除く）は、報酬給与額に該当します。したがって、当該金額のうち事務費掛金を除いた額を、報酬給与額に含めます。（年金等の給付に充てるため以外の目的で支出する事務費掛金等は、報酬給与額に含めないこととされています。）	
	国や地方公共団体から、雇用対策等として給与相当分の助成金を受け、その金額を報酬給与額から控除している。	助成金は、国等から事業者へ支払われるものですが、報酬給与額とされるものは法人が支出した金額となります。（助成金相当分は報酬給与額から控除できない。）	
純支払利子	利子税並びに地方税の延滞金を支払利子に含めていない。 また、還付加算金を受取利子に含めていない。	法人税の所得の計算上損金に算入される利子税並びに地方税の延滞金のうち法人住民税及び法人事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金は支払利子に含めます。 また、還付加算金は経済的な性質が利子に準じ、法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものであるため受取利子に含めます。	
純支払賃借料	契約等で明確、合理的に区分される共益費等を純支払賃借料に含めている。	土地又は家屋の賃貸借に係る共益費等（共益費、光熱費、自治会費等）は、契約等において明確かつ合理的に区分されている場合は、支払賃借料及び受取賃借料とはなりません。	
	社宅を従業員に賃貸している際に、当該従業員から徴収した家賃分を受取賃借料に含めていない。	社宅（借上社宅を含む）を従業員に賃貸し、一定額を給与等から徴収している場合は、当該金額を受取賃借料に計上します。ただし、徴収した額に賃貸料以外の金額を含む場合には、当該金額を除いて計算します。	
	国・地方公共団体に対して支払う道路占用料、行政財産の使用料等を支払賃借料に含めていない。	道路占用料、行政財産の使用料等で支払先が国や地方公共団体であっても、土地又は家屋の賃借権等の対価であれば支払賃借料に含めます。	
その他	任意団体（JV等）を設立している際の組合で発生した損益のうち収益配分額となるものを含めていない。	任意団体は法人格を有しないことから、法人税の所得計算上、組合で発生した損益は出資比率など契約で定める損益配分の割合で各組合員に配分されます。このため、給与、利子及び賃借料については配分割合で組合員たる法人に配分される額を収益配分額（報酬給与、純支払利子及び純支払賃借料）に含めます。	